



次に訪れた松倉ダムでは、県雄勝地域振興局農林部の佐藤課長から説明をしていただきました。昭和26年～35年羽後町(旧西馬音内町・元西村・新成村)の水不足を解消するため10年の歳月をかけて造られました。このダムには、約6万㎡の土が盛られており、東京ドーム容積の約半分・小学校プール約167杯分にあたります。平成10年～17年にダムの決壊などによる災害を未然に防止するため、コンクリートのひび割れや、はがれ落ちがあり危険な洪水吐きを改修しました。この洪水吐きは、日本初の鋼製ラビリス工法で作られており、ラビリス堰とは、堰の長さをジグザグ形に折りたたむことで、長さを確保しながらコンパクトな施設になっています。

お昼に訪れた沢の子の杜わか杉では、地元の方達にも協力してもらい、大型の生け簀を作ってイワナの掴み取り体験を行うことができました。一人一匹以上を目標として、みんなでイワナに飛びかかりました。イワナが焼けるまでは、廃校を利用した施設なので付属の体育館で男女対抗ドッジボールをしました。普段は男女で遊ぶ機会があまりないようで「楽しかった」「もっとやりたい」という声が多く聞こえてきました。焼きたてのイワナと、地元のお母さんたちの手作りおにぎりはおいしかったなあ。

午後には嶋田新田排水機場に行き、羽後町土地改良区の照井係長から説明を受けました。新町川と高尾田川の水位差を利用し排水を行っており、豪雨時は吐出水槽の水位を高尾田川の水位より高くする事で排水可能となっています。排水機場が水の流れにより違う働きをする事を聞き、児童たちは感心した様子で眺めていました。秋田テレビの取材が入って、みんなで排水機場にて記念撮影。夕方のニュースでも放送されました。

最後に大久保堰に行き、国土交通省湯沢河川国道事務所伊藤専門官から説明を受けました。大久保堰は、日本初のSR合成起伏堰(ゴム製の袋の伸縮によりゲートを開け閉めする)として、平成17年に竣工しました。普段は見ることのできない操作室の中に入れてもらい、設置されているモニターにより堰の様子が確認出来、パソコンによる遠隔操作を行える設備が整っていました。操作室の壁は厚く、防音対策もきっちりしていました。

今年度のわくわく探訪では、秋田市からは昨年に引き続き参加してくれた児童が半数以上で、「来年は県北へ行きたい」「大仙市が良い」など、逆に意見も沢山もらえました。今年6年生で最後の探訪になる女の子は「中学生も来られるようにしてほしい」と名残惜しそうな様子でした。

スタッフが一番嬉しかったのは「**将来水土里ネットの人になろうかな**」と言われたことです。この探訪を通して、水土里ネットという組織と、農業農村への興味・関心が少しでも芽生えるきっかけとなればと思います。皆様来年も是非宜しくお願ひします。



秋田県土地改良事業団体職員会による 「はさがけ」展示プロジェクト実施中

10月5日、秋田県土地改良事業団体職員会秋田支部と水土里ネット秋田職員による「はさがけ」展示プロジェクトが、秋田市「エリアなかいち」広場で実施されました。このイベントは、農村の魅力を野菜・果樹・山野草等を利用したオブジェ等の制作・展示を通して、失われゆく農業農村風景の大切さを伝えようとするもので、秋田県の「元気なふるさと秋田づくり活動支援事業」を活用した、【あきた「旬野菜・花卉」展示プロジェクト】の一環です。

10月中は【稲穂の「はさがけ」+「旬野菜・花卉」、「農の生け花」展示】、11月中は【大根の「はさがけ」+「旬野菜・花卉」、「農の生け花」展示】で、「はさがけ」は常時ですが、展示については各支部のアイデアが活かされた随時展示となります。日時が決定次第、ホームページ等でお知らせいたします。

この機会に、是非「エリアなかいち」まで足を伸ばしてみたいかがでしょうか。県内の「食・農・観」の新たな発見があることと思います。なお、実施に当たっては、稲穂提供は馬場目川水系土地改良区の宮川東典理事長、「はさ」組み立て等は秋田市南通にある(株)佐々木組の石塚英公様からのご協力がありました。心よりお礼申し上げます。



佐々木組の方達、朝早くからありがとうございました



通りすがりの方々も興味津々「なつかし〜い」「楽しみにしています」



最後にみんなで記念撮影。なかいちにお越しの際は是非「はさがけ」の前で写真を撮ってみては？なにか良い事があるかも知れませんよ！

告知

あきた「旬野菜・花卉」展示プロジェクトも同時開催いたします。

日程は、全県にある職員会7支部で決定次第ホームページの方に掲載しますので、皆様是非ご参加下さい。



「Akita活カ人」ちいき応援事業

「伝統野菜の復活・再生」

「仁井田大根」へのチャレンジ ～マスコミも注視～



9月4日(木)、水土里の野菜倶楽部・体験農園(秋田市仁井田大野)で「仁井田大根」の栽培講習会が開催されました。

農園には、野菜倶楽部の会員(会長:上村隆策)のほか、事前申し込みのあった市民の皆様、地元農家の皆様、秋田大学から来たインターンシップの学生さんら併せて20名が参加しました。

今では「まぼろしの大根」といわれる「仁井田大根」を、講師の指導により丁寧に播種されました。今年は、200㎡程度の栽培ですが、種の保存を含め、加工・販売等を見据えた検討をおこなうこととしております。



取材に来たはずの秋田魁・河北新報の記者の方々も急遽種蒔きに参加!

収穫した大根は、近くの秋田市スーパー市民農園内に「はさがけ」天日干しすることとしております。最近では見られなくなった風景です。是非、ご一見を!。また、干し上がった大根は、新旧取り混ぜた手法で「漬け物」等を試作することとしております。試食会も予定しておりますのでご期待ください。また農園内には、同仁井田地区の伝統野菜である「仁井田さしびろ」「仁井田青菜」も作付けしております。

この機会に、皆様も「伝統野菜」にチャレンジしてみませんか!!お待ちしております。



10月6日に行われたサツマイモ堀りの様子。
11月にケーブルテレビにて放送決定!

平成27年度土地改良関係団体役職員講習会の日程決まる!

支 部	日 程		開 催 場 所	
	1日目	2日目	施 設 名	所 在 地
仙 北 (職員)	11月17日(火)	—	「グランドパレス川端」	〒014-0051 大崎市大曲浜町7-39 TEL.0187-62-0354
秋 田 (職員)	11月19日(木)	—	「秋田温泉プラザ」	〒010-0822 秋田市添川字境内川原142-3 TEL.018-833-1919
平 鹿 (役職員)	11月25日(水)	—	「松與会館」	〒013-0035 横手市平和町4-2 TEL.0182-32-2101
仙 北 (役員)	11月30日(月)	12月 1日(火)	「プラザホテル山麓荘」	〒014-1201 仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳2-32 TEL.0187-46-2131
雄 勝 (役職員)	12月 1日(火)	—	「湯沢グランドホテル」	〒012-0845 湯沢市材木町1-1-1 TEL.0183-72-3030
鹿角、大館・北秋田 (役職員)	12月 3日(木)	12月 4日(金)	「ホテル鹿角」	〒018-5421 鹿角市十和田大湯字中谷地5-1 TEL.0186-30-4111
山 本 (役職員)	12月 4日(金)	—	「キャッスルホテル能代」	〒016-0831 能代市元町16-6 TEL.0185-55-1111
由 利 (役職員)	12月 7日(月)	—	「安楽温泉」	〒015-0868 由利本荘市大堤下4 TEL.0184-22-0637
秋 田 (役員)	12月 8日(火)	—	「イヤタカ」	〒010-0001 秋田市中通6丁目1-13 TEL.018-835-1188

前号まで、「組合員が亡くなった際に、誰が組合員となるのか」についてお伝えしてきました。

亡組合員が自作農であった場合には、相続人が新たな組合員になります。また、小作していた場合にも、通常は相続人が小作の権利を相続するので新たな組合員となりますが、無償で耕作していた場合には小作の契約が終了するため(民法第599条)誰が組合員になるのか注意が必要です。いずれにしても、亡組合員が小作していた場合には、組合員死亡後も引き続き所有者と相続人が小作関係を続けるのかどうか、確認が必要になるでしょう。

さらに、相続人が複数の場合には、通常、相続人全員の合意で遺産分割がおこなわれます。遺産分割により農地の所有権や利用権が長男など1人の相続人に集約されることが多いので、「誰が」「何を」相続したのかの確認も必要になってきます。

それでは、今回は、次の相続関係図を題材に、組合員であった「甲山A夫」が亡くなった場合、誰が法定相続人となるのか具体的にみていきましょう。

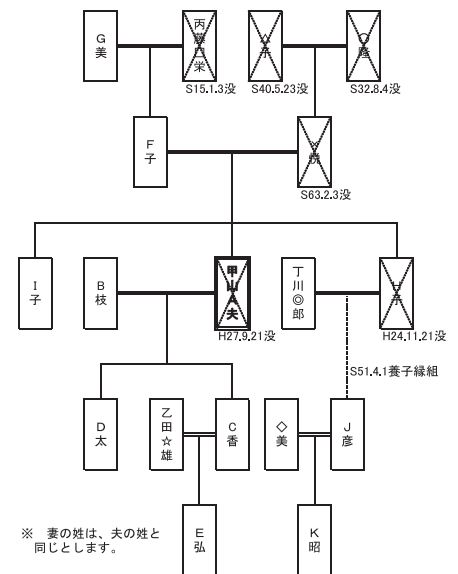
1. 図のままの場合

亡「甲山A夫」の相続関係が相続関係図通りであった場合には、相続人は、妻の「B枝」と、子の「乙田C香」、及び「D太」です。

では、「甲山A夫」が亡くなる前に、「乙田C香」が亡くなっていた場合はどうでしょう。その場合は、亡「乙田C香」の子の「乙田E弘」が代襲相続(民法第887条第2項)しますから、法定相続人は、「B枝」と、「乙田E弘」、及び「D太」になります。

なお、相続人が被相続人の子である場合の代襲相続ですが、被相続人の子が死亡していれば孫に、孫も死亡していればひ孫にと、延々代襲相続します(民法第887条第3項)。ですから、もし亡「甲山A夫」が亡くなる前に「乙田E弘」も子を残して死亡している場合には、「B枝」、「D太」に加え、亡「乙田E弘」の子も法定相続人となります。

他方、「乙田C香」が単独で相続放棄した場合はどうでしょう。相続放棄については代襲相続される場合に含まれていません。従って、法定相続人は、「B枝」と「D太」のみとなります。



2. 子が法定相続人とならない場合

亡「甲山A夫」と「B枝」との間に子がいなかった場合や、「乙田C香」と「D太」両名とも相続放棄したなどの場合には、法定相続人は妻の「B枝」と母の「F子」になります。

もし、母の「F子」も既に死亡している場合はどうでしょう。その場合には、妻の「B枝」と、祖母の「丙藤G美」が法定相続人となります。

このように、子が法定相続人にならない場合には、父母 → 祖父母 → 曾祖父母 → 高祖父母というように、「直系尊属」が法定相続人となります。

ただ、相続調査を行う場合、亡組合員の年齢にもよりますが、祖父母以後の代の者は既に全員亡くなっているであろうことを前提に、父母までの存否を確認するのが普通です。

3. 子と父母等が法定相続人とならない場合

子や直系尊属が法定相続人とならない場合は兄弟姉妹が法定相続人となります。そこで、亡「甲山A夫」の子や直系尊属が法定相続人にならない場合には、妻の「B枝」と妹の「I子」が法定相続人となることは明らかです。

それでは、「甲山A夫」より先に亡くなった姉の「丁川H子」の関係者には相続しないのでしょうか。

相続人が被相続人の兄弟姉妹である場合も代襲相続します。ただ、相続人が被相続人の子である場合と異なり、兄弟姉妹の子一代限りに留まります(民法第889条第2項、同法第887条第2項)。

従って、「B枝」と「I子」に加え、「甲山A夫」が亡くなる前に姉夫婦の養子となった「丁川J彦」も相続人となります。

他方、「甲山A夫」が亡くなる前に「丁川J彦」が亡くなっていたとしても「丁川K昭」までは代襲相続しません。この場合は、妻の「B枝」と妹の「I子」のみが法定相続人となるに留まります。

さて、間違わずに、法定相続人を確定することが出来たでしょうか。

実際に相続調査をしてみると、たいていは、大変な調査が必要になります。なんとか、相続人にはすっきりと遺産分割をしてもらって組合員資格を引き継いでいただき、こんな調査は不要に願いたいものです。